

産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する 検討会の中間的な論点整理に関する意見募集結果（概要）

募集期間：平成15年9月5日～26日
全11意見（いずれも排出事業者及びその団体）

1 はじめに

税の導入を前提とするのではなく、税を導入しない場合も含めて、産廃行政の在り方を論じるべきである。

2 産業廃棄物に係る税の基本的な考え方について

(1) 産業廃棄物に係る税の目的

既に産業界は、原状回復基金への出えんに全面的に協力してきた。産廃税は、その目的について行政機関が行うべきものと、それに従い各事業者が実施すべきものとの区分けを明確にした上で設定すべきである。大方の自治体の考え方は「財政状況が苦しい中、税金の取りやすいところから財源を確保する」という、基本的な態度を見て取るべきであり、正当な課税目的があるとは考えがたい。課税による財源確保を目的とする前に、行政改革による歳出（冗費）の削減による財源確保があってしかるべきである。

(2) 課税の根拠となる考え方の整理

1,000円/tの税率で財源が確保されるか極めて疑問。数値的根拠が曖昧で議論が不十分。監視業務等の廃棄物に対する行政サービスのコストは、住民は住民税を、法人は法人事業税とともに住民税を納税しており、この点からしても新たな課税は疑問。税収の用途が、特に公共関与の処理施設の整備などに使われる場合、排出事業者や処理業者にとって受け入れやすいとは一概に言えない。税の用途等について地方公共団体との調整に積極的に関与してほしい。税収を用いた具体的な施策の提示と、それによる定量的な効果や応益性を提示することが必要。

(3) 産業廃棄物に係る税の効果と影響

導入以前に十分慎重な検討がなされるべきであり、安易に導入すれば、不法投棄の増加、海外への産業廃棄物の海外流出を招くこととなりかねない。マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに差をつけず、同じものと認め促進させるべきである。

どうしても産廃税を導入するのであれば、企業自ら取り組んだ廃棄物の発生抑制や再利用行動に、税制面でバックアップすれば「好ましからざる課税回避行動」も現れずに廃棄物対策が推進され则认为る。

実施された施策やその施策による効果の分析・評価結果等について、情報公開して透明性を確保すべきである。

課税による効果については、一つのモデルによる試算ではなくて、幾つかのケーススタディを行う必要がある

(4) 目的や方式を統一的にするという考え方について

標準的な考え方や指針等を整備し、手続きの簡素化に努める必要がある。本検討会での検討結果をどのように活用していくのか明確にすべきである。

好ましからざる課税回避行動を防止する観点からも、統一は必要であり、法定外目的税の条例制定という既定事実によって統一性が失われることは好ましくない。

各自治体の産業廃棄物税の今後の動向を環境省が監視し、これらの目的と効果を評価し、本来の課税目的に反する運用がなされた場合に、地方税法を管轄する総務省との調整を行うなどの対策を講じていただきたい。

(5) 不法投棄対策との関係について

不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額又はそれ以上の額を求償する制度を導入すべきであり、一部の者の負担が過度になったり、税負担を逃れるいわゆるフリーライダーが出現することになってはならない。

不法投棄は犯罪であり、適正に廃棄物処理を行っている事業者が原状回復のための費用を負担する理由はない。

3 課税の対象や税率の設定の在り方と産業廃棄物処理に及ぼす影響

中間処理施設へ搬入する産業廃棄物は、リサイクル目的で搬入するものもあり、リサイクル促進に相反することから課税対象外とすべきである。

廃棄物処理法に基づき、事業者が自ら設置、適正に管理している最終処分場への最終処分については課税対象外とすべきである。

廃棄物行政の重要政策目標が廃棄物の減量化であるとするならば、課税対象者を多量排出事業者に限定する必要はない。

減量化が目的であるならば、減量化をより推進するような税率設定が必要である。

税率は、税収を用いた具体的な施策と、それによる定量的な効果や応益性を評価したうえで設定すべきである。

4 税の導入に伴う新たな施策体系への移行の必要性

厳しい国際競争にさらされている産業界にとって新たな税負担は簡単に価格転嫁することは困難。

「市場での実現」を確実なものとするために、排出事業者を課税対象者・納税義務者とすべきであり、徴収事務の簡素化のために、決して処理業者を納税義務者としてはならない。

地方公共団体が処理施設を整備する「直接的公共関与」ではなく、処理施設の必要性、廃棄物の適正処理のビジネスとしての側面等を地域住民に説明し啓蒙する「間接的公共関与」が一番必要であると考ええる。

5 今後の検討について

地方公共団体が処理施設を整備する「直接的公共関与」ではなく、処理施設の必要性、廃棄物の適正処理のビジネスとしての側面等を地域住民に説明し啓蒙する「間接的公共関与」が一番必要であると考ええる。

北東北3県が導入した環境保全協力金は、区域外からの産業廃棄物の流入を抑制する制度であり、産業廃棄物の適正かつ効果的な広域的処理およびリサイクル推進を阻害する懸念がある。

税に限らず、課徴金であれ、分担金であれ、排出事業者等に何らかの公的負担を求める際には、それらを用いた具体的な施策と、それによる定量的な効果や応益性を提示すべきであり、最終取りまとめに向け、可能な限りの実証データに基づく分析を期待する。

優良な産業廃棄物処理業が地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにするための一つの手段として、ホストコミュニティ制度についても検討されたい。